

地域と連携した街の清掃美化推進事業実施要綱

(制定) 令和8年4月10日付 8環資計第28号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の区市町村（以下単に「区市町村」という。）と連携し、東京の環境美化の更なる向上を図るとともに、国際都市東京としての魅力の向上及び観光の振興にも資する清潔で魅力ある都市環境を維持することを目的として行う「地域と連携した街の清掃美化推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、都内において本事業の目的に資する取組を実施する区市町村に対し、都の予算の範囲内において、その経費の一部を補助する。

第3 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 リサイクルステーション

施設の利用者等が適正にごみを廃棄できる設備であって、再資源化又は適正処理を行うもの

第4 本事業の内容

1 本事業の実施に係る経費の補助

一 補助事業の実施主体

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

二 補助事業の内容

補助事業は、街の清掃・美化の推進に資する事業として、別表1の補助事業の内容の欄に掲げるものとする。

三 事業方針の策定

都は、補助事業の目的等、補助事業の詳細を定める事業方針を別に策定し、区市町村に明示する。

四 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、区市町村の取組

に要する経費として、付表1の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）であって、都が適当と認めるものとする。

五 補助金交付額

補助金の交付額は、補助対象経費（補助対象経費に国若しくは地方公共団体から別途補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金その他の収入がある場合には、これらの額を控除した額）のうち、3分の2以内の補助率を乗じて得た額とし、付表2に定める金額を上限とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。

六 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の4月1日から3月31日までのものに対して交付する。

なお、複数年度にわたる補助事業については、継続して補助金の交付を受けられる期間は、原則として令和10年度までとする。

七 補助金の交付決定の手続

補助金の交付申請の審査は、都及び公社の職員等で構成する審査会を設置して行うものとする。

2 都と区市町村が連携した取組

一 事業方針に沿った取組

補助金の交付対象となった区市町村(以下「補助対象区市町村」という。)は、1三に定める事業方針に沿って事業を実施するとともに、都の求めに応じ、補助事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の提供、事業報告、都と連携した情報発信その他の協力をするものとする。

二 指導・助言

都は、必要に応じて、補助対象区市町村の取組に対して指導・助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、公社と連携し、次のとおり本事業を効率的かつ効果的に実施する。

1 都は、公社に対し、第4 1に規定する補助事業の原資として、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

一 第2項の基金を原資として、第4 1に規定する補助金の交付を行うこと。

二 本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）

を制定すること。

なお、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を得ること。

三 区市町村に対する指導・助言を行うこと。

4 前項に掲げるもののほか、都は、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務を行うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度から令和10年度までとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年4月10日付8環資計第28号）

この要綱は、令和8年4月10日から施行し、同年4月1日に遡及して適用する。

別表1 補助事業の内容及び補助対象経費

補助事業の内容	補助対象経費
<p>次のア及びイの取組を実施するものであること。</p> <p>ア 東京の環境美化の更なる向上を図る取組であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 町内会・商店街やNPO等の地域清掃活動団体等と連携した、ごみの散乱防止、地域の清掃活動等の街の清掃・美化の推進に資する取組であって、次の①から③までのいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>なお、当該取組は、年間を通じて複数回実施又は毎年継続して実施し、清掃・美化意識の向上を図るものであること。</p> <p>① 住民や企業等と協働した参加型の清掃活動</p> <p>② 回収ごみ量・組成分析データの蓄積・分析</p> <p>③ 住民等を対象とした人材育成講習会・講演会等の実施</p> <p>(イ) ごみのポイ捨て防止に資する取組であって、次の①又は②のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>① ごみのポイ捨て防止のための予防・監視に資す</p>	<p>補助事業の実施に必要な経費として、付表1に掲げる経費</p> <p>また、付表2の左欄に掲げる事業に対し、右欄に掲げる金額を上限とする。</p>

<p>る取組</p> <p>② リサイクルステーションの整備・運用を支援する取組(区市町村が直接設置するものは除く。)</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)の取組を実施すること。</p> <p>(ア) アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>(イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。</p>	
---	--

付表1 補助対象経費

補助対象経費	補助対象外経費
報酬	<p>次に掲げる経費については、補助対象経費としない。</p> <p>一 人件費（本事業の実施に必要な補助員に係る経費を除く。）その他本事業の完了後においても経常的に必要となる経費</p> <p>二 本事業の実施に必要と認められない経費</p> <p>三 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p>
報償費	
旅費	
需用費	
役務費	
委託料	
工事請負費	
使用料及び賃借料	
原材料費	
備品購入費	
負担金補助及び交付金	

付表2 補助金交付額の上限額

別表1のア(ア)及びイに係る経費	1 区市町村あたり 10,000 千円
別表1のア(イ)及びイに係る経費	1 区市町村あたり 20,000 千円